



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 10 日 (金)
第 8082 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出 (245) (自治振興課) 2 肥料の登録の有効期間の更新 (246) (くらしの安心推進課) 2 肥料の登録の失効 (247) (〃) 2 国土調査の成果の認証 (248) (耕地課) 3 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (249) (水産課) 4 県道の区域の変更 (250) (道路企画課) 4 県道の供用の開始 (251) (〃) 5 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件) (252・253) (東部総合事務所県民局) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (254) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (255) (〃) 7 土地改良事業の工事の完了 (256) (東部総合事務所農林局) 7 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (257) (中部総合事務所県民局) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (258) (中部総合事務所福祉保健局) 8
◇ 選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (9) 8 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (10) 9
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) 9 警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 10 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 12
◇ 雑 件	危険物取扱者試験の実施 (消防チーム) 13

告 示

鳥取県告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出を平成21年3月30日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第246号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第190号	魚かす粉末	6.0魚荒 かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0		倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町二丁目143	平成20年6月1 日から平成26年 5月31日まで

鳥取県告示第247号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第503号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌 体ペレット	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	公定規 格のと おり	社団法人境港水産加工汚 水処理公社 境港市昭和町12-19	平成20年4月22 日
鳥取県 第505号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻粉末	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0		日本カンケル有限会社 境港市昭和町2-14	平成20年11月15 日
鳥取県 第536号	混合有機質肥料	有喜大山	窒素全量 3.6 りん酸全量 2.2 加里全量 1.9	公定規 格のと おり	渡邊泰弘 米子市吉岡99-2	平成20年6月11 日
鳥取県 第537号	甲殻類質肥料粉末	カニガラ肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0		有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成21年1月22 日

鳥取県告示第248号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成19年度から平成20年度まで	鳥取市（河原町高福の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町高福の一部	平成21年4月10日
〃	〃	鳥取市（福部町蔵見の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町蔵見の一部	〃
〃	〃	鳥取市（国府町神垣の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町神垣の一部	〃
倉吉市	平成19年度から平成20年度まで	倉吉市（関金町関金宿の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町関金宿の一部	〃
〃	平成18年度から平成20年度まで	倉吉市（関金町堀、関金町明高及び関金町福原の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町堀、関金町明高及び関金町福原の各一部	〃
〃	〃	倉吉市（西福守町、西倉吉町、福守町及び秋喜の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市西福守町、西倉吉町、福守町及び秋喜の各一部	〃
琴浦町	平成15年度から平成20年度まで	琴浦町（大字田越、大字三保、大字倉坂、大字八橋及び大字笠見の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字田越、大字三保、大字倉坂、大字八橋及び大字笠見の各一部	〃
〃	平成16年度から平成20年度まで	琴浦町（大字田越及び大字三保の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字田越及び大字三保の各一部	〃
〃	平成17年度から平成20年度まで	琴浦町（大字笠見の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字笠見の一部	〃
〃	平成13年度から平成20年度まで	琴浦町（大字八橋の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋の一部	〃
日南町	平成19年度から平成20年度まで	日南町（下石見の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町下石見の一部	〃
〃	〃	日南町（花口の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃

日 野 町	平成18年度から 平成20年度まで	日野町（久住〔6工区〕の 一部）の地籍図及び地籍 簿	日野町久住〔6工区〕の 一部	〃
〃	平成17年度から 平成19年度まで	日野町（久住〔4工区〕の 一部）の地籍図及び地籍 簿	日野町久住〔4工区〕の 一部	〃

鳥取県告示第249号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第 113条第1項の申出の 相手方となる漁業協 同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋 1101 鳥取県漁業協同組合 御来屋支所	平成21年4月10 日から同月24日 まで
米子市淀江町淀江905-6 富山 司 米子市淀江町淀江690-38 浜辺 隆俊	淀江加入区	〃	米子市淀江町淀江 992-11 鳥取県漁業協同組合 淀江支所	〃

鳥取県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年4月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宝木停車場上光 線	変更前	鳥取市気高町下光元字尻振688-3地先から同 市気高町下光元字二反田142-7地先まで	3.4~16.2	1,068.0
	変更後	鳥取市気高町下光元字尻振688-3地先から同	11.3~40.8	1,060.0

	市気高町下光元字二反田142-7地先まで		
	鳥取市気高町下光元字北岡639-1地先から同 市気高町下光元字フケ田1321地先まで	3.4~16.2	798.0

鳥取県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年4月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
宝木停車場上光線	鳥取市気高町下光元字尻振688-3地先から同市気高町下光元字二 反田142-7地先まで	平成21年4月10日

鳥取県告示第252号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十人十色
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
平尾 喜枝
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業

鳥取県告示第253号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人

の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山親則

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
瀧満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町蔵内153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業

鳥取県告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山親則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
都市開発工業株式会社 代表取締役 有本辰則	鳥取市国安83-6	生活サポートとっとり	鳥取市国安83-6	訪問介護	平成18年5月1日
山本卓志	鳥取市行徳一丁目425	山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目463	居宅療養管理指導	平成21年1月31日
智頭町 町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	智頭デイサービスセンター	八頭郡智頭町大字智頭1875	通所介護	平成21年3月31日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	短期入所生活介護	〃
〃	〃	国民健康保険智頭病院	〃	訪問看護	〃

鳥取県告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
山本卓志	鳥取市行徳一丁目425	山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目463	介護予防居宅療養管理指導	平成21年1月31日
智頭町 町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	智頭デイサービスセンター介護予防通所介護事業所	八頭郡智頭町大字智頭1875	介護予防通所介護	平成21年3月31日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑介護予防短期入所生活介護事業所	〃	介護予防短期入所生活介護	〃
〃	〃	国民健康保険智頭病院	〃	介護予防訪問看護	〃

鳥取県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	基盤整備促進事業 木梨地区 農業用排水	平成16年3月31日
〃	ため池等整備事業 柿谷地区 農地防災	平成21年3月24日

鳥取県告示第257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年5月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あかね
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤井 利津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市関金町関金宿199
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害児（者）・高齢者及び地域の子どもに対して、地域で共に安心して生活できる支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の定数、理事の職務及び総会に出席できない場合の表決方法

鳥取県告示第258号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 琴浦ふれあい作業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	就労継続支援 B型	平成21年4月 1日
特定非営利活動法人東伯けんこう	東伯郡琴浦町大字徳万352-4	東伯けんこう	東伯郡琴浦町大字徳万352-4	〃	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成21年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋口まさとし後援会	雨河 昇	渡邊 勘治郎	鳥取市東大路129
岡本幸広後援会	井上 光勇	大崎 哲也	鳥取市津ノ井277-18
奥田のぶゆき後援会	森 広幸	松本 弦	東伯郡北栄町六尾475
小村公洋後援会	堀尾 祐史	小村 文子	西伯郡伯耆町坂長589-1
坂根實豊後援会	坂根 晴己	坂根 三恵	八頭郡八頭町奥野111
鳥取小泉あきお会	池田 正顕	工藤 純裕	鳥取市鹿野町鹿野1306
西村勝義後援会	豊岡 勉	西村 佐和子	東伯郡北栄町江北577
本庄章後援会	本庄 浩一	本庄 春子	西伯郡伯耆町溝口733
渡辺ジョージ後援会	安田 知史	渡辺 泰子	米子市大篠津町4604
渡辺照夫後援会	渡邊 政則	渡邊 長子	米子市淀江町小波982-1

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,780
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,165
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 8,971

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年4月10日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	

有限会社伊藤組 代表取締役 伊藤 忠公	鳥取市古海 1030	鳥取市高路字 土樋詰860外11 筆 (46,487平方 メートル)	安山岩 (108,150立方 メートル)	平成21年3月4日 から平成26年3月 3日まで	平成21年3月4 日
有限会社松建 工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井 610	鳥取市細見砂 田ノ二653-7 外14筆 (37,655.88平 方メートル)	花崗岩 (55,684.00立 方メートル)	平成21年3月27日 から平成24年3月 26日まで	平成21年3月27 日
			風化花崗岩 (23,412.10立 方メートル)		

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年4月10日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

1

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	認可の内容			認可年月日
					変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社山田工業所 代表取締役 山田 利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見字鮎帰り 649-9外 14筆 (105,352平方メートル)	風化花崗岩 (572,004立方 メートル)	平成20年12月12日 から平成25年12月11日 まで	火薬の使用	無	有	平成21年3月4日
			花崗岩 (35,426立方 メートル)					

2

氏名	住所	採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	認可の内容			認可年月日
					変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
山根 茂	鳥取市河原町山手 228	鳥取市用瀬町家奥字中ノ谷奥465-1外5筆 (8,745.75平方メートル)	風化花崗岩 (44,456.7立方 メートル)	採取の期間	平成18年3月29日から平成21年3月28日まで	平成18年3月29日から平成23年3月28日まで	平成21年3月26日	

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定によ

る検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成21年4月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施期日

- (1) 平成21年6月10日（水）
- (2) 時間 午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

6 審査申請の受付期間

平成21年5月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

7 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成21年4月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元濱崎 道弘 鳥取市末広温泉町 木原 一志 鳥取市吉成 岡本 大明 鳥取市末広温泉町 平井 興晟 鳥取市末広温泉町 石井 明 鳥取市瓦町 太田 宏司 鳥取市寺町 岡田 信俊 鳥取市二階町)
井上 芳久	鳥取市末広温泉町	
濱崎 道弘	鳥取市末広温泉町	
木原 一志	鳥取市吉成	
岡本 大明	鳥取市末広温泉町	
平井 興晟	鳥取市末広温泉町	
石井 明	鳥取市瓦町	
太田 宏司	鳥取市寺町	
岡田 信俊	鳥取市二階町	
津和野 敬	倉吉市新町	
小谷 次雄	倉吉市東仲町	
吉田 武章	倉吉市葵町	
砂原 丸美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
古田 修	米子市東町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
齋藤 勝	米子市東町	
金田 祐二	米子市末広町	

杉谷 圭介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
吉良 信男	米子市尾高町	
田部五十鈴	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町	
武田 幸治	米子市上福原	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
圓山 武雄	米子市上福原	
竹本 勲	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

平成21年4月1日から平成23年3月31日(山根功については、平成22年3月31日)まで

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年4月10日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成21年6月14日(日)午前9時45分から
乙種危険物取扱者試験 (乙種4類受験者の受験日時は、当センターが指定する。)	平成21年6月14日(日)午前9時45分から (乙種1・2・3・4・5・6類) 平成21年6月14日(日)午後13時30分から (乙種4類)
丙種危険物取扱者試験	平成21年6月14日(日)午前9時45分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
鳥取市尚徳町101-5	とりぎん文化会館
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町74	米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成21年4月13日(月)から同月27日(月)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種

危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。